

[事案 30-319] 死亡保険金支払等請求

・令和元年7月8日 裁定終了

<事案の概要>

担当者から解約を仕向けられたことを理由に、解約の無効および死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

配偶者が平成19年8月に契約し、死亡直前の平成29年11月に解約した定期保険について、以下等の理由により、解約を無効として、死亡保険金を支払ってほしい。

- (1) 担当者は本契約の満期日を配偶者の80歳の誕生日までと勘違いしており、平成29年7月頃から、誕生日を1日でも過ぎれば死亡保険金は支払われないと電話を毎月のように自分にかけてきて、解約するよう仕向けた。
- (2) 上記により、契約者かつ被保険者である配偶者は、担当者の話を信じて、解約返戻金があるうちにこれを受け取るため、解約をしてしまった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 担当者は、申立人から保険料の支払いが厳しいとの相談を受けていたが、本契約に関しては、給付金支払歴もあり、継続した方が良いと説明をしていた。
- (2) 担当者は、本契約は、平成30年7月末で満了を迎える旨の説明をしており、契約満了日と申立人配偶者の誕生日を勘違いしていた事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、解約に至る経緯等を把握するため、申立人および担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、担当者が本契約の満期日について誤った情報等を申立人に伝えたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。